

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 フェリシテ特許業務法人 様 あて名 〒105-0002 日本国東京都港区愛宕二丁目5番1号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 14.11.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 16Y00454W00		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/031260	国際出願日 (日.月.年) 30.08.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A44B19/24(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) YKK株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

見解書を作成した日 31.10.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) ▲高▼辻 将人 電話番号 03-3581-1101 内線 3320	
		3B	9823

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-6	有
	請求項	1-2	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: WO 2017/061269 A1 (YKK株式会社) 2017. 04. 13,  
段落[0012], [0024], 第1図 & JP 2017-71836 A & TW 201713235 A  
文献2: JP 2003-299509 A (YKK株式会社) 2003. 10. 21,  
段落[0050]-[0051], 第3図 & US 2003/0192150 A1, 段落[0069]-[0070],  
第3図 & EP 1352583 A1 & BR 300764 A & TW 200307517 A & CN 1449699 A  
& HK 1056669 A & KR 10-0474959 B1 & ZA 200302196 A & ES 2433491 T

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により新規性及び進歩性を有しないか、又は、文献1と国際調査報告で引用された文献2とにより、進歩性を有しない。

文献1の段落[0012]には、請求項1に係る発明に規定された組成を有するアルミニウム合金を母材とし、一对の脚部と凸状部位及び凹状部位を有する頭部とを備えたファスナー用エレメントが記載されている。

そして、文献1の図1は模式図ではなく写真であることから、ファスナー用エレメントの実寸法を表していると考えられるところ、図1において、頭部における幅方向の寸法は一对の脚部における幅寸法の80%~95%の範囲内にあると認められる。

したがって、請求項1に係る発明は、新規性及び進歩性を有しない。

また、文献2には、ファスナー用エレメントにおいて、頭部における幅方向の寸法を一对の脚部における幅寸法よりも小さくすることが記載されている。

そして、頭部における幅方向の寸法をどの程度小さくするかは当業者が適宜設計し得た事項であるし、本願明細書の記載からは、80%~95%又は83%~93%という数値範囲内において、数値範囲外に比して顕著な効果を奏するともいえないので、頭部における幅方向の寸法を請求項1に係る発明の範囲とすることは、当業者にとって容易である(本願明細書の段落[0051]-[0052]に、凸状部位及び凹状部位の生成時の変形加工量を小さくした旨の記載があるが、請求項1に係る発明は従来技術と比較しても、変形加工量が小さくなっているとはいえないと考えられる。)

したがって、請求項1に係る発明は、進歩性を有しない。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 2 に係る発明は、文献 1 により新規性及び進歩性を有しないか、又は、文献 1 と文献 2 とにより、進歩性を有しない。

文献 1 の図 1 においては、凹状部位の幅方向の最大寸法は頭部における幅方向の寸法の 70～75% の範囲内にあると認められる。

したがって、請求項 2 に係る発明は、新規性及び進歩性を有しない。

また、凹状部位の幅方向の最大寸法及び頭部における幅方向の寸法をどの程度とするかは当業者が適宜設計し得た事項であるし、本願明細書の記載からは、70%～75% という数値範囲内において、数値範囲外に比して顕著な効果を奏するともいえないので、凹状部位の幅方向の最大寸法及び頭部における幅方向の寸法を請求項 2 に係る発明の範囲とすることは、当業者にとって容易である。

したがって、請求項 2 に係る発明は、進歩性を有しない。

請求項 3 に係る発明は、文献 1 により、又は、文献 1 と文献 2 とにより、進歩性を有しない。

頭部における高さ及び一対の脚部における高さをどの程度とするかは当業者が適宜設計し得た事項であるし、本願明細書の記載からは、58%～98% という数値範囲内において、数値範囲外に比して顕著な効果を奏するともいえないので、頭部における高さ及び一対の脚部における高さを請求項 3 に係る発明の範囲とすることは、当業者にとって容易である。

請求項 4 に係る発明は、文献 1 により、進歩性を有しない。

頭部及び一対の脚部の高さについては、請求項 1-3 に係る発明について検討したと同様に、当業者が適宜設計し得た事項である。

請求項 5-6 に係る発明は、文献 1 により、又は、文献 1-2 により進歩性を有しない。

頭部、一対の脚部及び凹状部位の幅方向の寸法については、請求項 1-3 に係る発明について検討したと同様に、当業者が適宜設計し得た事項である。